平成２８年（フ）第７３０号
京都府宇治市槇島町吹前33番地の７
債務者　三島　浩次
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９５号
京都市山科区小山南溝町９番地23
債務者　土岐　克浩
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９６号
京都市山科区小山南溝町９番地23
債務者　土岐　美和
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９８号
京都市北区上賀茂東上之段町36番地
債務者　谷口　　惠
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８１１号
京都市右京区嵯峨野清水町21番地16　プレミアムヒルズ嵯峨野207
債務者　松野　雅彦
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
鳥取県西伯郡伯耆町宮原441番地、前住所鳥取県米子市冨士見町２丁目20番地１みのりビル内
債務者　船田　康成
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５６号
鳥取県西伯郡伯耆町宮原441番地、前住所鳥取県米子市冨士見町２丁目20番地１
債務者　船田重光子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５７号
鳥取県米子市目久美町25番地２　ベルトピア米子Ａ501号、前住所鳥取県米子市冨士見町２丁目20番地１　みのりビル内
債務者　船田　和道
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２９６号
岡山市中区江崎456番地２岡山博愛会病院
債務者　笹尾　雅貴
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６号
愛媛県松山市北井門１丁目16番６号
債務者　田邊　勇一
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７９号
愛媛県松山市石手４丁目４番30号　グランドスタジオ417号
債務者　岩本　昭政
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０１号
愛媛県東温市牛渕1957番地１　県営牛渕団地40棟44号
債務者　余吾　直子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０２号
愛媛県松山市北条辻1224番地
債務者　池田　浩貴
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５号
愛媛県四国中央市土居町土居2125番地１
債務者　中田　裕広
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第８０号
愛媛県新居浜市下泉町１丁目４番22号、前住所愛媛県東温市志津川甲826番地　カーサ・フィオーレ101号
債務者　丹生谷利恵（旧姓谷野宮）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第６７号
福岡県飯塚市相田75―135
債務者　梶原　恵美（旧姓仲野）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７１号
福岡県飯塚市川津77番地２　キュート舞の浦21号
債務者　山崎　和子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部